

2021年度東京都予算編成に対する重点要望

2020年12月24日

日本共産党東京都議会議員団

(1) 新型コロナウイルス感染拡大を防止し医療体制を守る

1. 感染者が多数発生している地域・集団を特定し、その住民や構成員の全体に対してPCR検査を行うこと、医療施設、通所施設等も含めた福祉施設、保育園・幼稚園、学校、学童保育等に対する一斉・定期的なPCR検査を行うこと、一人でも陽性者が出た際に、濃厚接触者に限らず、周りの方に広くPCR検査を行うことなどを内容とした検査の実施戦略を打ち出し、保健所設置区市と連携して実施すること。
2. 積極的疫学調査を行うための人材（トレーサー）の確保、養成を早急に進めること。
3. 新型コロナ感染症の収束を待たずに、保健所での感染症対応に必要な体制について検討し、可能なものから速やかに体制強化を行い、人員体制の強化、保健所の増設などを進めること。
4. 新型コロナの診療と通常の医療との両立のために、新型コロナから回復した患者の転院を受け入れる医療機関や一般病患者的の医療に専念する医療機関なども含め、医療機関に対する大幅な財政支援を新たに行うこと。また、転院等が円滑にできるよう、連携等の体制を強化すること。
5. すべての医療従事者に対して特別手当を支給すること、あるいは東京都が補助を行っている医療従事者に対する特殊勤務手当の対象者と金額を大幅に拡充すること。
6. 病院におけるクラスター発生時の代替え看護師の確保支援事業を確立すること。

(2) 都立病院の直営堅持、保健・医療・看護の充実

7. 都立病院、公社病院の地方独立行政法人化の方針は撤回し、直営で拡充すること。

8. 新型コロナ対応の人員確保のために、都立病院と公社病院の医師・看護師をはじめ職員をただちに増員すること。
9. 多摩・島しょ地域の公立病院・診療所への支援を拡充すること。
10. 医師の養成・確保対策を拡充し、多摩・島しょ地域をはじめ、医師不足地域への支援を強化すること。看護師の大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。
11. 新型コロナウイルスの感染症対策としての国民健康保険及び後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給について、自営業者やフリーランスの方も対象とできるように、保険者に対する財政支援を行うこと。
12. 国民健康保険の財政運営に責任を負う立場にふさわしく、保険料（税）の引き下げ、減免の拡充、子どもの多い世帯に対する負担軽減や、子どもにかかる均等割保険料の軽減などを保険者が実施できるように財政支援すること。

（３）中小・小規模企業など都内産業と雇用への支援の拡充

13. 新型コロナウイルス感染拡大防止のために営業自粛や、時間短縮などを要請する際、自粛要請と補償はセットで行うこと。少なくとも感染拡大防止協力金は、一店舗ごと、日割りなど柔軟な対策を講じること。
14. 新型コロナウイルス感染症の影響で中小企業・小規模企業が倒産・廃業に追い込まれることのないよう、支援を拡充すること。
15. コロナ禍でも、中小企業のものづくりの町工場を守るため、特別の手だてを行うこと。
16. コロナ禍で、解雇・雇止めを行わないよう、都内の企業に働きかけること。都として非正規・女性・障害者等への雇用の継続への支援を強めること。
17. 都の相談体制を強化し、深刻になっている女性労働者など非正規労働者の実態調査を行うこと。

18. 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止め、内定取り消しなどで職を失った方々に対する、都の直接雇用の枠を拡大し、必要に応じて継続を図ること。
19. 消費税率5%に引き下げ、経営困難な中小業者には、消費税納税の免除を行うよう国に求めること。
20. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う負担軽減のため、上下水道料金の基本料金の減免を行うこと。現在支払い猶予となっている個人・中小企業については基準をもうけ、減免すること。
21. 公契約条例を制定すること。公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請け、業界に要請するとともに、都として実態を把握すること。
22. 農地の保全、生産緑地の創出の支援を拡充すること。生産緑地の追加指定を促進し、買取も積極的に行うこと。農業施設用地や屋敷林などの宅地並み課税を見直すこと。都として農地の維持保全を支援するため、固定資産税を軽減すること。

(4) 「居住の権利」保障の推進、住宅施策の拡充

23. 住居確保給付金は、コロナ感染の収束まで期限を延長すること、制度活用終了後の人にも再申請を認めること、都の家賃水準に見合うよう給付金の限度額を増額することを国に求め、当面都として上乗せすること。
24. 都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。若年者、障害者、単身者向けなど募集戸数を思い切って増やすこと。UR住宅や公社一般賃貸住宅をはじめ、借り上げ都営住宅制度を実施すること。
25. 都として、若者や子育て世帯、高齢者等の低所得の賃借人に対して直接助成して、家賃負担を軽減する家賃補助制度を創設すること。低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備、提供すること。
26. 新型コロナウイルスの影響による住宅ローン破綻を回避するために、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」特則の対象となる人へ、都として制度の周知を行うとともに、国と協力して、ローン破綻防止

への対策を緊急に行うこと。

27. 東京さきエール住宅への都の整備費や家賃軽減への独自助成を抜本的に拡充すること。区市町村の空き家対策利活用事業への支援を拡充すること。

(5) 子育て支援の充実と児童虐待防止対策

28. 児童相談所の児童福祉司と児童心理司の大幅増員と育成を急速かつ計画的に進めること。
29. 認可保育園の増設を中心にして、保育の質の充実を図りながら待機児童ゼロを早急に実現できる予算措置をすること。
30. 公立保育園の整備費および運営費への補助を行うこと。
31. 保育の質の向上のため、認可保育園の職員配置、面積基準など設備運営基準の抜本的な向上を行うこと。
32. 学童保育の大規模化と待機児童解消のため、経常費補助を拡充すること。
33. 子ども食堂への支援を拡充するとともに補助率を10分の10で維持すること。
34. ひとり親を支援するため児童育成手当を増額すること。ひとり親家庭への相談支援体制の強化や家賃補助を行う区市町村への支援を行うこと。ひとり親家庭への食料品等の提供を継続して行うとともに対象をさらに拡大すること。
35. 子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
36. 出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診の自己負担無料化を実現するなど、妊娠・出産にかかる費用の無料化をすすめること。
37. 不妊治療への支援を拡充するとともに、不育症の治療費への助成を実施すること。がん患者の妊孕性温存治療の費用への助成を実施すること。

(6) 高齢者の福祉・医療の拡充

38. 高齢者をはじめとした難聴者で補装具費支給制度の対象とならない方への補聴器購入助成を個別の補助として実施、または包括補助のメニューにして拡充し、都内全区市町村が実施できるようにすること。
39. シルバーパスは、現在の2万510円パスの対象者に対し、所得に応じた中間の費用負担を新設すること。2018年度税制改正で所得額が引きあがる場合は負担増せずに購入できるようにすること。多摩都市モノレール、ゆりかもめ、都県境のバス路線等にもシルバーパスを適用すること。
40. 75歳以上の医療費の窓口2割負担は導入しないよう国に求めること。65歳以上の医療費助成を実施すること。
41. 特別養護老人ホームや地域密着型サービスなどの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。
42. 認知症高齢者グループホームの整備費補助を拡充すること。また家賃補助を実施すること。
43. 後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。
44. 介護保険の保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。
45. 認知症疾患医療センターを増設し、アウトリーチチームや相談員の配置等への支援を拡充すること。
46. 高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病患者などの看護、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っているケアラーの量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。特にヤングケアラーの実態調査を行い、教育や就労等への支援施策を行うこと。ケアラー支援条例を制定するため、当事者を入れた検討会を設置すること。

(7) 障害者・難病患者等への支援の拡充

47. 障害者、透析患者、妊婦などが新型コロナウイルスに感染した場合に、必要な配慮を受けながら入院や宿泊療養をできるよう万全の体制を整えること。
48. 要介護や要支援の高齢者、障害者、子どもなどのケアをする方が新型コロナウイルスに感染した場合の本人の受け入れ先の確保が都内全ての地域で保障されるよう、都として責任を持って取り組むこと。
49. 障害福祉サービス事業所における生産活動は、コロナの影響により大幅な縮小を余儀なくされており、工賃の支払いに困難が生じているため、障害者の権利を守るために、工賃を個別に補償する制度を創設すること。
50. 都庁や教育委員会において、知的障害者をはじめ、障害の特性に応じた仕事を積極的に創出し、採用試験においても障害の特性に合った配慮をさらに強め、採用を促進すること。都庁のオフィスサポートセンターや教育庁サポートオフィスの取り組みを正規雇用に発展させるよう計画を持って進めること。
51. 盲ろう者の支援を行う通訳介助者への謝金を増額すること。
52. 障害者の医療費助成の対象を、より軽度の障害者にも拡大すること。高齢者の新規申請を再開すること。
53. 障害者福祉手当の対象に精神障害者、難病患者を加えること。高齢者の新規申請を再開すること。障害者福祉手当、重度障害者手当を増額すること。
54. グループホーム、通所施設や短期入所、入所施設等での人材確保、定着促進、配置の充実や、重度障害者を受け入れる施設での職員加配を進めるため、支援を拡充すること。

(8) 高校生・学生・若者への支援

55. 休業や自粛によるアルバイトの減少、オンライン授業のための機器購入など、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている学生を支援するため、一律に一定額の給付を行うこと。

56. 私立高校の都独自の授業料負担軽減は、低所得世帯への入学金補助を行うこと。都立高校の給付型奨学金は、支給対象費目を拡大し、所得制限を緩和すること。
57. 東京都立大学法人が設置・運営する、東京都立大学、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校への運営費交付金は減額せず、増額すること。
58. 東京都立大学の授業料は値上げを行わず、学費値下げに踏み出すこと。授業料減免制度の現行水準を維持し、さらに対象を拡大すること。
59. 都立大学において学食の割引支援を食堂と連携し行うこと。大学が行った緊急給付を受けられなかった学生に、追加で給付支援を行うこと。
60. 都立大学の非常勤講師に対して、オンライン授業の対応への負担費用に対する給付支援をすること。
61. 青少年の健全な育成を支援するという青少年行政の本来のあり方に立ち戻り、青少年施策を専管する組織を設置し、総合的な青少年施策の拡充・強化を進めること。
62. 子ども・若者の意見を聞きとる機会をつくり、その意見を踏まえた施策へと拡充すること。子ども・若者自身が自主的に取り組む活動に、場所の提供や財政的支援を行うこと。

(9) 教育条件等の整備・拡充

63. 35人学級を来年度から小学校の3、4年生、中学3年生まで広げること。さらに小中学校の20人学級を計画的に実施すること。少人数指導加配は習熟度別指導を条件とせず、1学級2展開を認めること。
64. コロナ禍で困難やストレスを抱える児童・生徒にきめ細かく対応するために不登校対応の教員加配の充実、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラー・ユースソーシャルワーカーの常勤化、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めること。いじめ、不登校対策を拡充・強化し、子どもを追いつめるような学校のあり方を改善するとともに相談体制を充実する

こと。

65. コロナ禍で負担が増している私立学校の教育環境の充実ならびに公私間格差解消のため、私立学校経常費補助を拡充すること。体育館のエアコン設置への補助を行い、ICT環境整備の支援を拡充、補助率の引き上げを行うこと。
66. 小中学校の給食費補助制度を創設し無償化を目指すこと。都内全域での小中学校の自校調理の完全給食を推進するために区市町村への補助を行うこと。
67. 教員の「一年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。1人1人の仕事が所定労働時間内で終わるようにすることが基本であることを明確にし、少なくとも、月の残業時間45時間以下を早急に達成すること。教員の持ち時数をへらし定数及び配置基準を改善し、教員を大幅に増やすこと。
68. 産休育休代替や時間講師は教育委員会として確保、配置すること。
69. 通信制高校や連携する施設の実態を調査し、15歳から18歳の子どもたちの教育保障のあり方を検討すること。不登校や引きこもり経験者などへの支援を行っている団体への支援を検討すること。
70. 小山台高校、立川高校の夜間定時制の今日的意義を重視し、存続させること。
71. 特別支援学校の重度重複学級を大幅に増設し、少なくとも重複障害の児童・生徒が全員在籍することを前提に編制すること。人工呼吸器を含めた医療的ケアの必要な子どもたちの通学保障のために、看護師の配置と研修の充実、通学専用車両の拡充にとりくむこと。特別支援学校にスクールカウンセラーを配置すること。
72. コロナ禍のもと、舞台やコンサートなどで収容率が制限された会場での公演等には入場制限分のチケット代など減収分の補填をするなど文化・芸術活動への支援を行うこと。

(10) 文化芸術・スポーツの継続への支援

73. 文化芸術団体や施設に対し、感染防止対策のための資器材や人材費を支援するとともに収容率や制限した会場での公演等には入場制限分のチケット代など減収分の補填をするなど文化・芸術活動への支援を行うこと。
74. すべてのスポーツ大会、国体、サークル個人を対象とした支援事業を実施し事業継続費に必要な会場費、感染防止対策などを支援すること。

(11) 人権施策、ジェンダー平等の推進

75. 同性パートナーを、男女のカップルと同じように、伴侶として、家族として認めてほしいという、都民、都職員の切実な要望に応えることが求められている。性的指向による差別を禁止した人権尊重条例をもつ都として、パートナーシップ制度に直ちに踏み出すこと。
76. 性的指向・性自認に関する基本計画に基づく実態調査をおこなうこと。その際、SOGIの観点で幅広い都民を対象に実施し、多様な性の理解を促進し、施策にいかすこと。
77. 人権尊重条例にもとづき、性的指向・性自認を理由とする差別や、国籍、宗教、政治信条、性別などのあらゆる差別、ヘイトスピーチをなくす人権施策を推進すること。
78. 都立病院などと連携し、病院拠点型のセンターなど、性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援センターを増設すること。
79. 居場所を失った若年女性に対する支援を、行政が責任を持ち、民間団体と連携して強化すること。特に婦人保護施設をもっと利用しやすくすること。
80. 選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めること。
81. ウィメンズプラザで、東京のジェンダー平等にかかわる課題の掘り起こし、研究、対策と啓発にとりくむこと。

(12) 地域交通の整備、交通バリアフリーの推進

82. 東京の総合的な交通政策の柱の1つにコミュニティバスを位置づけるとともに、コミュニティバスへの支援を抜本的に拡充すること。全てのコミュニティバスでのシルバーパスが利用できるように、都の支援を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し23区も補助を受けられるようにすること。
83. 「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」にもとづき都内すべての駅への可動式ホーム柵・ホームドアの設置を進めること。鉄道駅や車両内の、移動や情報提供などのバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を更に推進すること。要望のある所は複数ルートを設置を行うこと。

(13) 防災対策の抜本的強化

84. 木造住宅耐震化助成額は100万円の定額制とし、新耐震基準も補助の対象とするなど支援を抜本的に拡大すること。
85. 住宅再建など被災者生活支援の恒久的な都独自制度を制定すること。
86. 避難先であっても尊厳を守るという立場から1人あたりの面積、トイレの数などを定めた、避難所の国際基準（スフィア基準）にもとづいて避難所設置運営指針を改善すること。高齢者や乳幼児、障害者、女性、セクシャルマイノリティなど避難者の方々に配慮した対策をきめ細やかに行うこと。スフィア基準での運営や感染症対策による避難所の増大を想定し、震災や風水害など災害の特性に応じた避難所、避難場所、防災活動の拠点の増設・拡充を促進するため区市町村への支援を強化すること。
87. 東部低地帯における風水害による避難のため、垂直避難できるよう都有施設を活用するとともに、民間施設の活用も促進すること。
88. 東部低地帯の水害対策は高規格堤防と一体の「高台まちづくり」の計画は見直すこと。都として「粘り強い堤防」の研究をすすめること。
89. 浸水対策としての75mm施設整備対応は、環境負荷の大きい大型土木事業を増やすばかりでなく、浸水対策およびヒートアイランド対策としても有

効な遮熱性舗装、保水性舗装、透水性舗装のような雨水浸透策等の比重を抜本的に引き上げること。

90. 土砂災害警戒区域内の避難所や配慮が必要な人が24時間滞在する福祉施設の安全化の計画を策定し、緊急にすすめること。住宅などの土砂災害対策工事に対する都独自の助成制度を創設するなど、区市町村と協力して支援を強化すること。

(14) 気候変動対策を強化し、再生可能エネルギーへの 転換をすすめる

91. 2050年までに温室効果ガス排出ゼロの目標現実のため、再生可能エネルギーの普及、建築物の高断熱・気密化、低温熱利用の促進に抜本的な予算の傾注を行うこと。水素については電力の再エネ化が行われていない中で進めても温室効果ガス減少の効果は乏しいため、急がれている施策に振り向けること。
92. 2030年までに2000年比で温室効果ガス30%削減する目標にむけ、戦略に掲げられた各施策の温室効果ガス排出抑制効果を数値化するなどし、どれだけの施策規模と予算が必要かを示すロードマップを作成すること。

(15) 多摩・島しょ地域の格差の解消、振興の推進

93. 市町村総合交付金を大幅に増額し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を状況に応じて交付すること。
94. 義務教育就学児医療費助成は外来200円の負担をなくし、乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃すること。23区も含め18歳までの医療費無料化を実現すること。
95. 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎への延伸を早期に実現すること。学生割引の割引率を拡大、学生向け回数券の発行などで、学生の負担を軽減すること。
96. 多摩地域の小児医療、周産期医療を拡充し、不足がいちじるしい多摩地域

のNICU増設を促進すること。

97. 監察医制度を都内全域に拡大すること。
98. 島しょ振興計画の実施にともなう必要な財政支援を充実すること。島外の通院や、その付き添いなどへの交通費・宿泊費の支援を行うこと。

(16) 平和の推進とコロナのもとでの東京オリパラ大会への対応

99. 唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約の署名・批准をするよう国に求めること。また五輪開催都市として、「非核平和都市宣言」を行い平和を世界に発信すること。平和祈念館建設の準備に着手すること。
100. 新型コロナウイルス感染症の地球規模でのパンデミックの収束の見通しが立たないもと、東京2020大会は開催ありき、観客ありきで突き進むのではなく、命と安全を最優先に開催自体の可否も含め、誰が何を基準に、いつまでに判断するのかを、改めて明確にすること。
101. 大会延期に伴う経費の縮減を図るとともに、中止を含めた様々な開催パターンとその経費の案を明らかにし、望ましいあり方について都民、国民の意見を聞くこと。

(17) 不要不急の事業や大型開発の見直し

102. カジノの検討は中止すること。
103. 陥没や地下空洞を発生させた外環道計画は原因究明とともにこれまでの工事完了箇所を徹底的に調査、対策を施すとともに、地上部住宅街の買い取りを含めた補償を行うよう都として国等事業者に申し入れること。
104. 財政負担も増え続け、住環境や自然環境を破壊し、さらに住民の平穏な暮らしを脅かす外環道事業は中止すること。国の予算編成に対して行った東名以南の早期着工の要望は撤回すること。
105. 首都高日本橋の地下化やKK線地下の「別線」、特定整備路線や優先整備路線をはじめ、住民合意のない道路建設計画は、コロナ禍でいったん立ち止まり中止・廃止をふくめ、抜本的に再検討すること。

106. 都心上空を超低空で飛ぶ新飛行ルートは、耐えがたい騒音、落下物事故、墜落事故などの危険が避けられないため中止すること。

(18) オスプレイ配備反対、米軍基地返還

107. 欠陥機であり、騒音など重大な被害を周辺住民に与えているCV22オスプレイを横田基地から撤去するよう国と米軍に求めること。オスプレイはじめパラシュート訓練など危険な訓練をやめるよう強く要請すること。
108. 都自身がオスプレイ等の米軍機の訓練の回数、飛行高度、騒音等の実態を詳細に調査し、時間外飛行にはその都度抗議すること。有機化学物質等による土壌汚染の疑いのある横田基地の環境について立ち入り調査を行うこと。全国の知事や自治体や都民と連携して日米地位協定の抜本改定及び全米軍基地の整理、縮小、返還を厳しく求めていくこと。

以上